

放課後児童クラブ入会の申込みを受け付けます

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学1年生から3年生の児童、その他健全育成上指導を要する児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、指導員が活動の指導をするものです。

杵築市直営の放課後児童クラブは2か所あり、概要は次のとおりです。

▼すこやかクラブ

場所・杵築市児童館内(児童クラブ室)

指導員数・2名

定員・概ね36人

▼のびやかクラブ

場所・杵築小学校(体育館2階)

指導員数・3名

定員・概ね50人

【※共通事項】

活動時間・月～金曜日:放課後から18時まで。

土曜日・長期休暇中:8時から18時まで。

休業日・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3まで)

負担金・月額4,000円(2,900円+おやつ代1,100円)

※活動内容により別途徴収することもあります。

申込み方法・平成25年度(平成25年4月から)入会希望の人は、児童クラブ入会申請書に入会希望クラブ名を記入のうえ、申込みをしてください。

提出書類・児童クラブ入会申請書、保護者の就労証明書(保育園入園申込みに添付する就労証明書があれば、その写しでも可)。※入会申請書、就労証明書は、本庁舎介護福祉窓口、杵築市児童館、山香庁舎子育て・健康推進課にあります。

提出場所・本庁舎福祉窓口、山香庁舎子育て・健康推進課

申込期限・2月22日(金)

対象児童・小学1年生から3年生の児童

注意・①定員により、希望するクラブに入会できない場合があります。②年度途中の入会は、定員に空きがあれば可能です。③原則小学3年生までは、同じクラブでの活動になります。

問い合わせ

【山香庁舎】子育て・健康推進課(☎0977-75-1111)

【本庁舎】福祉窓口(☎0978-62-3131)

杵築市児童館(☎0978-62-6250)

保育園の入園申込みを受け付けます

保育園は、保護者が就労や病気、その他の事情で家庭において児童を十分に保育することができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

入園基準

- ①父母が就労していること(又は就職活動中であること)
- ②母親が妊娠中または出産後間がないこと
- ③父母が病気やケガをしたり、心身に障がいがあること
- ④家庭内に病人がいて父母がその看護にあたっていること等

当日持ってくるもの

- ①申込書(現況報告書)
- ②印鑑
- ③父母の就労証明書等
- ④平成24年分源泉徴収票(コピー可)
- ⑤平成24年分市簡易申告書の写し等。

受付日時及び場所

▼大田地区会場・大田庁舎1階会議室

- ①大田保育園・1月17日(木)9時～12時

▼杵築地区会場・本庁舎1階会議室

- ②大正保育園・1月21日(月)9時～12時
- ③浄願寺保育園・1月21日(月)13時～16時
- ④恵城保育園・1月22日(火)9時～12時
- ⑤松栄保育園・1月22日(火)13時～16時
- ⑥中央保育園・1月23日(水)9時～16時
- ⑦市外の保育園・1月23日(水)13時～16時

▼山香地区会場・山香庁舎1階子育て応援室

- ⑧上保育園・1月24日(木)9時～12時
- ⑨山浦保育園・1月24日(木)9時～12時
- ⑩立石保育園・1月24日(木)13時～16時
- ⑪東保育園・1月25日(金)9時～12時
- ⑫市外の保育園・1月25日(金)13時～16時

※平成25年度から山香保育園は「山香こども園」に移行します。入園希望者は、現在の「山香保育園」に、直接申し込みを行ってください。

※都合により、上記日程に来られない人は、2月22日(金)まで、各庁舎の子育て・健康推進課窓口にて随時受付をしています。なお、必要書類に不備がある場合は、受理できませんので、あらかじめ準備しておいてください。

問い合わせ

【山香庁舎】子育て・健康推進課(☎0977-75-1111)

【本庁舎】福祉窓口(☎0978-62-3131)

【大田庁舎】大田振興課(☎0978-52-2222)

在宅障害者支援手当の支給申請手続きのご案内

在宅で生活する障がい者とその保護者を対象に、「在宅障害者支援手当」を支給します。この手当を受けるには申請が必要です。

【対象者】

- ▼「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちで、次の受給資格を満たしている人
 - ①平成24年1月1日～12月31日までの期間を対象として、1年間継続して杵築市に住所を有している人
 - ②平成24年度市民税所得割が非課税の人
- ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、その期間の手当を受給できません。

- ①障害児福祉手当や特別障害者手当を受給している期間
- ②介護、高齢者施設や障がい者施設に入所している期間

【支給額】(すべて年額)

▼身体障害者手帳

- ・1級～3級の交付を受けた18歳以上の人・・・5,000円
- ・4級～6級の交付を受けた18歳以上の人・・・3,000円
- ・1級～6級の交付を受けた18歳未満の人・・・5,000円

▼療育手帳

- ・Aの交付を受けた18歳以上の人・・・5,000円
- ・Bの交付を受けた18歳以上の人・・・3,000円
- ・AかBの交付を受けた18歳未満の人・・・5,000円

▼精神障害者保健福祉手帳

- ・1級の交付を受けた人・・・5,000円
- ・2級または3級の交付を受けた人・・・3,000円

申請締切・3月31日(郵送の場合、当日消印有効)

提出先・本庁舎、山香庁舎、大田庁舎の福祉対策課窓口

【注意事項】

※受給要件が12月に満たない場合は、月割にして支給します(10円未満切り捨て)。要件の1つでも満たない日があれば、その月は受給できません。

※市で把握している人には、通知します。振込口座振替の記入漏れや記入間違いが多く見られます。返信用封筒で郵送する際は、記入漏れにご注意ください。窓口にお越しいただく場合は、通帳をお持ちください。

※まだ届いていない人や、記入方法などの詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ・福祉対策課(☎0977-75-1111)障害福祉係

新成人の皆さん！ 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

【国民年金(基礎年金)3つのメリット】

- ①老後を支えます・老齢基礎年金
- ②病気やけがで障害の状態になったときに支えます・障害基礎年金
- ③加入者が亡くなったとき、子どものいる配偶者・子どもを支えます・遺族基礎年金

【世代と世代の支え合いの仲間入り】

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

【「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」】

収入等がなく、保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料の納付を猶予する制度があります。

★学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校(修業年限1年以上である課程)や一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

★若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

●どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり、保険料の納付が可能となったときに、「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

●20歳になったときの国民年金の手続等については、お住まいの市町村、または年金事務所までお問い合わせください。

問い合わせ・市民課(☎0978-62-3131)国保年金係
別府年金事務所(☎0977-22-5111)